企画競争実施の公示

令和８年１１月１８日

国土交通省　四国地方整備局
那賀川河川事務所長　清水　敦司

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．経営委託概要

（１）企画競争に付する事項

那賀川河川事務所庁舎内における自動販売機の設置及び経営業務

（２）募集対象業者

上記（１）について自動販売機（飲料水の販売）の設置及び経営業務を希望する者　１者

（３）募集対象施設の概要

四国地方整備局那賀川河川事務所
所在地　　徳島県阿南市領家町室ノ内３９０
自動販売機の設置台数　１台　（庁舎１階）
職員数　　約７０人

（４）営業期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。
ただし、必要に応じて、一度に限り、５年を超えない期間更新することができる。

（５）営業の条件等

企画競争実施に係る説明書のとおり。

（６）利用状況

企画競争実施に係る説明書のとおり。

２．企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（令和８年３月３１日付官報）に基づく再申請の手続きを行った

ものであること。）であること。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
（４）企画提案書の提出期限の日から企画提案の特定通知を受ける時までに、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
（５）法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料水の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、会社等概要の事業内容欄（様式２）において、「飲料水の販売」についての記載があること。
（６）企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去３年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）
（７）企画提案書提出期限の日において、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第６０条の規定による処分を受け、又は当該処分が継続中の者でないこと。
（８）設置する飲料水の自動販売機については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法：平成１２年法律第１００号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月）」の内、役務（飲料自動販売機設置）の判断基準を満たしていること。また災害対応型飲料水自販機を設置すること。
（９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（１０）発注者から直接企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

３．企画提案書の評価項目及び基準
（１）業務の受注実績
（２）実施体制
（３）販売品目等の提案内容
（４）国有財産使用料
※　詳細は企画競争実施に係る説明書のとおり。

４．手続等
（１）担当部局
〒７７４－００１１
徳島県阿南市領家町室ノ内３９０
四国地方整備局那賀川河川事務所　総務課
ＴＥＬ：０８８４－２２－０７２０（総務課直通）
メール：skr-nakaga30@mlit.go.jp
（２）説明書の交付期間及び交付方法
１）期間　令和８年１１月１８日から令和８年１２月１１日までの閉庁日を除く８時３０

分から１７時００分まで。

２）交付方法　原則として電子メールにより交付する。交付希望者は（１）のメールアドレスに依頼を行うこと。

（３）企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

１）提出期限　令和８年１２月１１日１７時００分

２）提出先及び提出方法

（１）のメールアドレスに電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の指名及び連絡先を記載すること。また、電子メール送付後、提案者は着信を確認すること。

（４）施設等見学

施設及び設備等の見学は随時受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記（１）の問い合わせ先に連絡（電話又はメール）のうえ、その指示に従うこと。

（５）企画提案に関するヒアリングの有無

実施しない。

５．国有財産の使用許可及び許可期間

営業業者に決定されたときには、四国地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い、許可を得るとともに、国有財産使用料（提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）を支払うものとする。

使用許可期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。ただし、必要に応じ、一度に限り、５年を超えない期間で更新することができる。

国有財産使用料は、国有財産にかかる規定に基づき、毎年度改定を行う。

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの使用料の年額は、応募者より提案された１年分の額とする。但し、業者より提案された国有財産使用料が国が算定する国有財産使用料を下回る場合には、営業業者として特定しない。

※近隣地域内の国有財産使用料については別途企画競争実施に係る説明書に明示する。

６．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　　４．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。

（５）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

（６）特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年法律第４２号）に基づく、開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。

（７）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（８）国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２.（２）に掲げる国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４.（３）により企画提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、企画提案書の提出期限のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）その他の詳細は企画競争実施に係る説明書による。